

【新たに責任者に選任された際の手続き】

Q 1 新たに不当要求防止責任者に選任されたが、講習を受講するには、どのような手続きが必要か？

A 1 新たに不当要求防止責任者に選定された方の氏名で「責任者選任届出書」及び「整理用記入用紙」を記載の上、最寄りの警察署の暴力団対策担当係に提出するか、警察本部捜査第二課暴力団対策係まで郵送してください。
その後、事業所の所在地に応じて、最寄りの開催場所を案内します。
受講案内は、講習開催の概ね1ヶ月前に往復ハガキにて行います。

【前任者宛の責任者講習通知書が届いた】

Q 2 前責任者宛で責任者講習通知書（以下「通知書」と記載）が届いたが、どうすればよいか？

A 2 返信はがきの氏名等を朱書きで訂正し、受講の出欠確認欄に回答を書いて返信してください。
なお、後任者が決まっていない場合は、後任者を選出した後、上記A 1に記載している書類を提出してください。

Q 3 訂正した返信ハガキを返送したが、新たに通知書は届くのか？

A 3 届きません。
当方で訂正された返信ハガキの出欠確認欄等を確認し、手続きを進めます。

【講習関係】

Q 4 講習を受講するのにかかる費用はいくらか？当日持参するものはあるか？

A 4 講習は無料です。
当日、会場受付で通知書を提出して頂きますので持参してください。

Q 5 受講日、受講場所を指定することは可能か？また、その方法は？

A 5 希望は可能な限り聞きますが、収容人数の関係で希望どおりにならない場合もあります。

選任時講習を受講する方（新たに責任者に選定された方）は、「整理用記入用紙」の希望講習日欄に記載し、提出してください。

定期講習を受講する方（前回受講日から概ね3年経過した方）は、事前に警察本部捜査第二課暴力団対策係まで連絡してください。

Q 6 講習に代理を出席させていいか？

A 6 代理出席は認めていません。
再度、通知書を発送するので、次の講習を受講してください。

Q 7 講習は必ず受講しなければならないのか？

A 7 法的に受講を義務付けるものではありません。
ただし、当講習は、不当要求防止責任者としての役割、実際に不当要求を受けた際の対応要領の習得を目的として開催しているものなので、できる限り受講するのが望ましいと考えます。

Q 8 1年前に別の事業所の責任者として（県内外で）講習を受講した。今回異動となり、再度、責任者に選任されたが、講習を受講しないとダメか？

A 8 講習は、最新の暴力団情勢や青森県での暴力団対策や相談の方法などが把握できるよい機会になると思いますので、受講を検討してください。

【受講修了書関係】

Q 9 別の事業所で講習を受け、手元にその時の受講修了書がある。

異動先でも責任者に選任されたので、受講修了書の事業所名を現在の事業者名に変更してもらいたいが対応可能か？

A 9 不可。
現事業所の責任者としての受講修了書が必要であれば、再度、講習を受講してもらう必要があります。

【その他】

Q10 本社に不当要求防止責任者を置き、その者に講習を受講させて、その講習を受けた者が各支店の代表者（不当要求防止責任者になり得る者）に対応要領を指導した場合、各支店の代表者は個別に講習を受けなくてもいいか？

A10 そのように対応してもらっても構いません。

Q11 Q12のように本社の者が指導した場合、各支店の代表者に対する受講修了書は発行してもらえるか？

A11 不可。
受講修了書が必要であれば、講習を受講してもらう必要があります。